

①提案主体の氏名又は団体名(必須)	③提案名(必須)	④事業の実施場所(任意)	⑤具体的な事業の実施内容(必須)	⑥「⑤」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果(必須)	⑦「⑤」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容(必須)	⑧「⑦」の規制等の根拠法令等(必須)	⑨「⑦」及び「⑧」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容(必須)
・茨城県 ・つくば市 ・CYBERDYNE株式会社 ・日立オートモティブシステムズ株式会社 ・五光物流株式会社 ・産業技術総合研究所 ・日本UAS産業振興協議会	課題解決とイノベーション創出の拠点 (茨城発第4次産業革命)	筑西市 つくば市 茨城県	◆イノベーション実験特区(大型ドローンを用いた空の物流インフラ構築に向けた実証実験の実施) 当面は、物流用大型ドローンを製造する五光物流株式会社の本社敷地内及び周辺地域において実証実験を実施し、同社がつくば市に日本UAS産業振興協議会(JUIDA)とともに整備したドローン飛行場においてもテスト飛行を実施する。 実環境でのデータ収集・円滑な実証実験のノウハウを蓄積した後、本県中山間地域等における大型ドローンを用いた物流・宅配の実現を目指し、空の物流インフラを構築する。	高齢化と人口減少が進む我が国においては、物流や宅配に携わる人員の確保が困難になりつつあることから、ドローンによる代替が期待されているが、現在の国等の議論では、小型ドローン(耐荷重量が数kg)に係る議論が中心であり、物流や宅配としては事業採算性が見込めないと考えられる。 他方、フランスやイギリス等においては、物流専用無人航空機の運用が開始されており、米国やドイツ等においても技術開発が進められている。 そこで、本県で物流用大型ドローンを製造する事業者と、研究機関やドローンに関する協議会(JUIDA)等が連携して空の物流インフラ構築を目指すことにより、将来の労働力不足を最先端技術で補いながら、『超スマート社会』(人・ロボット・情報の共生)を実現し、我が国のビジネス力の強化及びサービスの質の向上を通じて、人々に豊かさをもたらす。	潜在的に搭乗可能な構造のドローンについては、実際に搭乗しないにもかかわらず航空機としての規制が適用され、私有地であっても実証実験を行うことができない。 ドローンを飛行させる際には、原則として、肉眼で常時監視しなければならない。 大型ドローン(本体と荷物の総量が150kg超)については、製造許可が必要である。	航空法第2条(昭和27年法律第231号)第2条(定義) 航空法第2条(昭和27年法律第231号)第132条の2(飛行の方法) 航空機製造事業法施行令(昭和27年政令第341号)第1条(航空機)	特区内で実証実験を行うに当たり、専ら物流に用いる大型ドローンについては、潜在的に搭乗可能な構造であっても、航空機の規制を適用しない。 また、物流用大型ドローン用いた円滑な実証実験を促進するため、次の2点を措置する。 ①モニタ等で監視を行うことをもって、目視外飛行を認める。 ②ドローン本体と荷物の総量が150kgを超える場合であっても、ドローンの製造許可を不要とする。
		ひたちなか市 茨城県	◆イノベーション実験特区(完全自動走行の実現に向けた実証実験の実施) 特区内において、安全性を確保した上で、レベル4(完全自動走行)に対応した公道及び駐車施設等での実証実験を可能とする。 当面は、茨城県道路公社が管理する「常陸那珂有料道路」及び一般道を利用し、多様な環境・条件の下で、実証実験を実施し、将来的には、つくば市における実証実験を想定している。 また、レベル4の実現を見据えた研究開発を促進するために、公道でのデータ収集・円滑な実証実験(隊列走行、アンテナ等の積載、最低速度に満たないが、安全な態様での走行)等を実施する。	完全自動走行については、米国のグーグルやゼネラルモーターズ等をはじめ、欧州でも研究開発が活発になされており、完全自動走行技術を確認することは、国際標準獲得の視点から急務である。 裾野の広い自動車産業界においては、ベンチャー企業や部品メーカー等の多様な主体が、技術開発を進めることにより、新しい産業分野の創出等、経済効果も期待できる。 これらの取組により、世界に先駆けて『超スマート社会』(人・ロボット・情報の共生)を実現し、ビジネス力の強化及びサービスの質の向上を通じて、人々に豊かさをもたらす。	車両には、常時運転者が乗車し、車両を運転しなければならない。 2台以上の自動車が隊列・並進する際には、「他人に迷惑を及ぼす行為」が禁止されているが、この定義が定かでない。 自動車にアンテナやセンサー等を積載する際には、一定の長さ・幅・高さの制限を越えてはならない。 高速道路においては、やむを得ない場合を除き、50km/hに満たない速度で走行してはならない。	・道路交通法(昭和35年法律第105号)第70条(安全運転の義務) ・道路交通に関する条約(昭和39年条約第17号・ジュネーブ条約)第8条第1項、第5項及び第10条 道路交通法(昭和35年法律第105号)第68条(共同危険行為等の禁止) 道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第22条(自動車の乗車又は積載の制限) ・道路交通法(昭和35年法律第105号)第75条の4(最低速度) ・道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第27条の3(最低速度)	特区内において、運転者が乗車しているのと同等の安全性を確保した上で、レベル4(完全自動走行)に対応した公道等での走行を可能とする。 また、円滑な実証実験を促進するため、実証実験に用いる自動車について、次の3点を措置する。 ①隊列・並進を認める。 ②積載制限を適用しない。 ③最低速度に満たない速度での走行を認める。
		つくば市	◆イノベーション実験特区(搬送用ロボットの歩道走行) ロボット技術を用いた搬送用ロボットの歩道走行を実現する。 まずは、CYBERDYNE株式会社が本社を置く「つくばエクスプレス研究学園駅」周辺と、同駅から約1kmの距離にある大型量販店との間の歩道を(仮称)ロボットストリートとして走行を可能とし、地域住民の生活に最先端ロボット技術が融和する社会を実現する。	重い荷物を持つことができない高齢者や障害者等が、搬送用ロボットを利用し、いつでも容易に買い物をするできるようになり、地域経済の活性化につながる。 搬送用ロボットを日常生活に融和させ、国内外に普及拡大させることにより、ロボット産業市場(※)の拡大及び海外市場での優位性の獲得を狙う。 これらの取組により、世界に先駆けて『超スマート社会』(人・ロボット・情報の共生)を実現し、ビジネス力の強化及びサービスの質の向上を通じて、人々に豊かさをもたらす。 ※ロボットの将来市場予測(NEDOによる推計) 2020年2.9兆円、2025年5.3兆円、2035年9.7兆円	歩道を通行できる者は、歩行者のほか、車いす・歩行補助車(※)及び小児用の車に限られており、CYBERDYNE株式会社が開発する搬送用ロボットのような、「利用者から離れて(自律して)道路を通行し、荷物を搬送する機器」の歩道走行は想定されていない。 ※歩行補助車等を通行させる者は、当該車から離れて通行させることができない(原動機を停止させなければならない。) 道路交通法は、自律型の搬送用ロボットの歩道走行を想定していないため、公道の走行に当たっては、マラソン等の催事や撮影、工事等の場合と同様に、その都度、道路使用許可を受ける必要がある。	・道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第3項第1号(定義) ・道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第1条第1号及び第2号(原動機を用いる歩行補助車等の基準) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条(道路の使用の許可)	搬送用ロボットについて、次の2点を措置する。 ①歩道を通行できる者に含める。 ②自律走行において、道路使用許可の申請を不要とする。

①提案主体の氏名又は団体名(必須)	③提案名(必須)	④事業の実施場所(任意)	⑤具体的な事業の実施内容(必須)	⑥「⑤」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果(必須)	⑦「⑤」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容(必須)	⑧「⑦」の規制等の根拠法令等(必須)	⑨「⑦」及び「⑧」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容(必須)
茨城県	課題解決とイノベーション創出の拠点(茨城発第4次産業革命)	茨城県	<p>◆試験研究機器等における高圧ガス保安法の適用除外 試験研究機器等は特殊な設計により製作される場合が多いが、一定の要件により、高圧ガス保安法の適用を受けるため、同法に基づく許可等に時間を要し、研究が遅れる懸念がある。そこで、既に同法の適用を除外されている分析機器と同様な条件(内容積100mL以下、使用時において設計圧力を超えない構造)に加え、当該事業所の保安体制が整備されている場合に、分析機器以外の研究機器等についても法の適用を除外する。</p>	高圧ガス保安法に係る許認可等の事務手続きが不要となり、効率的な研究が可能となる。これにより国際的な競争力の強化につながるとともに、さらに研究機関が集積されることによる競争力の強化も期待できる。	高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガスの製造、消費など的高圧ガスを取り扱う場合に、許可、届出等が必要である。	高圧ガス保安法 第5条第1項(製造の許可) 高圧ガス保安法 第5条第2項(製造の届け) 高圧ガス保安法 第14条第1項(製造のための施設等の変更) 高圧ガス保安法 第14条第2項(製造のための施設等の変更) 高圧ガス保安法 第14条第4項(製造のための施設等の変更) 高圧ガス保安法 第20条第1項(完成検査)	既に高圧ガス保安法施行令関係告示により法の適用を除外されている小規模の分析機器に加え、小規模の試験研究機器等についても新たに法の適用を除外する。
		茨城県	<p>◆新たな教員免許状制度の創設 次期学習指導要領(小・H32～)の実施に伴い、外国語教育の教科化やプログラミング教育などが導入される。多くの教員にとって新たな分野であり、今後、教員の指導力の養成を図っていく一方で、円滑な授業実施と指導内容の充実のために、ネイティブスピーカーやプログラマー・エンジニアなどの活用も考えられる。教員免許を有していない者を教員として活用する場合、現行法でも臨時免許状や特別免許状などの制度が設けられているが、より外部人材を活用しやすい教員免許制度を創設する。</p>	高度な知識・技能を有する専門家を教員として活用することにより、更なる授業内容の充実が可能となり、児童生徒への教育効果を高めることが期待できる。また、専門家が免許を有し単独で授業を行えることで、他の教員の身体的・精神的な負担の軽減が図られ、児童生徒と向き合う時間の確保や、研修、他の授業の準備に取り組むことができるなど、教員のゆとりにつながることを期待される。	臨時免許状は、普通免許状を有する者を採用できない場合にのみ授与できる。また、特別免許状は、専門的な知識経験・技能や第三者評価などが国の指針で定められていることから、授与できる者が限られる。	教育職員免許法(第4条第1項・第3項・第4項、第5条第3項～第6項、第9条第2項・第3項) 教育職員免許法施行規則(第65条の6) 特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針	任命(雇用)者が活用計画の策定と面接等を実施し、県(授与権者)が計画を承認のうえ免許状を授与できる。新たな教員免許状制度の創設 ※免許状は承認された地域・学校のみで有効(3年間)
		茨城県	<p>◆魅力ある狩猟者の育成特区(鳥獣害に強い狩猟者養成事業) 農業高校、農業大学校等で月4回程度の特別講座を実施し、鳥獣による農業被害、鳥獣の習性・生態、地域や農地を鳥獣から守る対策方法、有害鳥獣の捕獲等対策を身につける。習熟度試験(狩猟免許試験における適性試験・技能試験・知識試験に相当)に合格すれば、修了認定し、わな猟免許を交付。受講対象者は高校生以上。免許取得は法定年齢。</p>	鳥獣害に関する知識を習得した狩猟者を養成することにより、適切な農地の管理と適正な有害鳥獣の捕獲を兼ね備えた狩猟者の育成が期待できる。県が実施する狩猟免許試験の他、特別講座による狩猟免許の交付により、捕獲の担い手を増やすことができる。	狩猟免許試験 狩猟免許を受けようとする者は、申請書を提出し、狩猟免許試験を受け、合格しなければならない。狩猟免許試験を行う場所及びその期日、免許申請書の提出期間その他必要な事項を公示しなければならない。	鳥獣保護管理法第41条、第43条、第48条 鳥獣保護管理法施行規則第51～55条	特別講座の修了認定を受けた者を狩猟免許試験合格とみなし、狩猟免許(わな猟)を交付する。特別講座の実施はWebページ等で周知する。
		茨城県	<p>◆魅力ある狩猟者の育成特区(ベテランハンター認定事業) 免許取得以降無事故無違反かつ認定年度に有害鳥獣捕獲に携わった狩猟者をベテランハンターに認定し、6年間の有効期間を持った狩猟免許を交付。運転免許証に準じ、認定対象者の年齢は71歳未満。</p>	ベテランハンターを優遇することで、他の狩猟者の意識高揚を図るとともに社会的地位の向上を図る。	狩猟免許の有効期間 更新後の狩猟免許の有効期間は3年。	鳥獣保護管理法第44条第2項	狩猟免許の更新の際に、無事故無違反かつ次のいずれかに参加した者の狩猟免許の有効期間を6年間とする。 ・市町村の実施する有害鳥獣捕獲 ・指定管理鳥獣捕獲等事業
		茨城県	<p>◆地域包括ケア推進特区(在宅医療の推進) 訪問診療を行う医療機関の増加を図るため、主治医・副主治医制など複数の医療機関の連携による診療体制の構築を推進する。</p>	医療機関が在宅医療に参入するには、365日24時間の切れ目のない診療体制を構築することが求められる。このため、医師の負担が大きくなることから、その軽減策として、連携体制の構築を推進するものである。これにより、在宅医療の受け皿が拡大し、高齢者が住み慣れた家で最後まで暮らし続けられる地域社会の実現が図られる。	在宅患者訪問診療料は、一人の患者に対し、一つの保健医療機関の保険医が行う訪問診療について算定することとされている。	厚生労働省通知「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成28年3月4日保医発0304第3号)別添1 第2章 第2部 第1節 CO01 (6)	一人の患者に対し、主治医・副主治医制の構築などにより、連携して訪問診療に取り組む複数の医療機関が、在宅患者訪問診療料を算定できるようにする。
		茨城県	<p>◆地域包括ケア推進特区(混合介護の弾力化) 要介護者及びその家族の多様なニーズに対応するため、訪問介護事業における、身体介護・家事援助などのサービス提供時において、対象者を要介護者のみではなく、その家族まで拡大するなど、保険対象となるサービスと対象外のサービスを同時・一体的に提供できる体制を整備する。</p>	訪問介護サービスの提供を同時・一体的に提供することにより、訪問介護事業所の収益性が向上し、地域包括ケアの在宅介護の要となる訪問介護事業所全体の底上げを図ることが可能となるとともに、訪問介護員の離職防止にも繋がる。また、サービス利用者の利便性が向上するなどの効果も得られ、在宅福祉の一層の充実が期待できる。	訪問介護事業者が介護保険給付の範囲外のサービスを提供することは可能だが、その際は保険サービスと保険外サービスを明確に区分することが必要とされており、同時・一体的な提供ができない。	厚生労働省通知「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱い等について」(平成12年11月16日老振第76号) 2 ③ なお書き部分	訪問介護事業者による、保険サービスと保険外サービスの同時・一体的な提供を可能とする。
		茨城県	<p>◆地域包括ケア推進特区(施設サービスの基準緩和) 小規模多機能型居宅介護事業所の利用登録定員の基準(29名以下)等の拡大や、計画作成に当たって、内部の計画作成担当者のみではなく、外部の居宅介護支援事業所の介護支援専門員の活用も可能とするなどの、人員配置基準の緩和を図ることにより、通いサービス、宿泊サービス及び訪問サービスの利便性を高め、利用者の多様なニーズに対応できる体制を整備する。</p>	利用登録基準の拡大を図ることにより、各サービス利用者の利便性が向上するとともに、事業所の収益性の向上にもつながる。また、計画作成を外部の介護支援専門員も可能とすることにより、利用者の増加にも繋げることができる。このため、地域包括ケアの中核的施設である小規模多機能型居宅介護支援事業所全体の底上げにも繋がり、当事業所未設置の市町村への新規参入も期待できる。	小規模多機能型居宅介護事業所の利用登録定員は29人以下とされている。小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員(計画作成担当者)と、居宅介護支援事業所の介護支援専門員は兼務できない。	平成18年厚生労働省令第34号「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第63条第10項、第66条第1項	小規模多機能型居宅介護事業所の利用登録定員の基準(29名以下)を拡大する。小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員(計画作成担当者)と、居宅介護支援事業所の介護支援専門員との兼務を可能とする。
		茨城県	<p>◆地域包括ケア推進特区(高齢者の日常の足の確保:軽トラ特区) 公共交通の不足等により、実質的に自動車を手放すことができない高齢者に対し、利便性を確保するとともに、交通安全にも資するような運転免許の条件を付す。</p>	現状では、高齢を理由に運転に自信がなくなってきた高齢者には、免許の返納か、従来どおりの免許の継続かの選択を迫られることになる。こうした高齢者の運転免許に、運転可能な地理的範囲や時間帯の条件を付せば、交通事故の危険性を減らすことが可能となる。また、高齢者の外出の手段を確保できることから、日常生活の利便性を維持するとともに、介護予防としての効果も期待できる。	公安委員会は、身体の状態や運転の技能などに応じて、運転できる自動車等の種類を限定したり、必要な条件を付すことができることとされているが、現状では高齢者向けの限定条件を付していない。	道路交通法(昭和35年法律第105号)第91条	高齢者に対し、運転することができるエリア、時間帯、車種等の条件を付した免許を交付する。

①提案主体の氏名又は団体名(必須)	③提案名(必須)	④事業の実施場所(任意)	⑤具体的な事業の実施内容(必須)	⑥「⑤」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果(必須)	⑦「⑤」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容(必須)	⑧「⑦」の規制等の根拠法令等(必須)	⑨「⑦」及び「⑧」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容(必須)
茨城県	課題解決とイノベーション創出の拠点(茨城発第4次産業革命)	茨城県	<p>◆森林の買貸等による森林活用の促進</p> <p>相続に伴う登記手続きが一代又は数代にわたりされていない森林は相続人らの共有物となり、その活用には相続人全員の同意が必要となる。しかし、相続人の一部に所在不明者(不存者)が存在する場合、同意がとれないので森林整備が行えない。現行法では、利害関係人が家庭裁判所に申請し、遺産分割や財産の処分を行える制度はあるが、森林所有者の多くは制度を理解していない。</p> <p>そこで、森林所有者の代表者(税金等を納付している者)が林業事業者等に手続き事務を委託等することにより、相続人の調査・確認を行った結果において、不存者があることが確認された場合、都道府県知事に申請し、都道府県が不存者の再確認及び裁定等を行い、不存者の遺産分割分に相当する額を補償金として供託したうえで、不存者の立木の持ち分及び土地の使用権を林業事業者等に設定することにより、伐採・造林・作業道の整備を可能とする。</p>	<p>森林は水源の涵養や土砂崩壊の防止など多様な公益的機能を有している。しかし、相続等により不確知者がいる森林は適正な管理が行われず、公益的機能の低下が課題となっている。</p> <p>当該事業を実施することにより、林地の集約化による経営規模の拡大により、木材生産コストが縮減されるとともに、持続可能な森林整備が図られることが期待される。</p>	<p>立木が共有されている森林(登記事項証明書等に記載された所有者が複数となっている森林)の共有者の一部が特定できない又は所在の知れない場合は、森林法第2章の2第2節に規定する「共有者不確知制度」の対象となるが、個人所有で相続に伴う登記手続きが一代又は数代にわたりされていない森林の相続人の一部が特定できない又は所在の知れない場合は、この制度の対象とされていない。</p>	<p>森林法第10条の12の2 (共有者不確知森林の共有者による森林施業の円滑化)</p>	<p>森林法第10条の12の2に「個人所有の森林で相続に伴う登記手続きが一代又は数代にわたりされていないもの」を加え、個人所有で相続に伴う登記手続きが一代又は数代にわたりされていない森林の相続人の一部が特定できない又は所在の知れない森林をこの制度の対象とする。</p>
		茨城県	<p>◆外国人材の活用(ホテル・旅館業)</p> <p>ホテル・旅館における業務は、フロント、客室案内、食事処の準備・配膳・下膳、清掃、お土産等の物販等、多岐にわたる業務からなる。こうした一連の業務に関する技能を習得し、習熟することによって、帰国後にホテル・旅館等において、「日本流のおもてなし」によるきめ細やかなサービスを提供することが可能となる。</p> <p>しかし、現行制度の1年以内の実習では、言葉の習得はもとより、「おもてなし」を十分に習得することができないため、技能実習2号及び3号の対象とし、最長5年間の実習を実施する。</p> <p>については、技能実習2号及び3号の対象とするため、県内観光業界において、「茨城おもてなし技能制度」を創設し、ホテル・旅館業務における技能の評価を実施する。あわせて、茨城独自の観光案内等の資格制度を創設し、ホテル・旅館の業務に加えて、観光案内を行うなど、地域の魅力発信力の習得も行う。</p>	<p>・外国人技能実習生の確保により、外国人観光客への“おもてなし”向上</p> <p>・茨城県の魅力発信によるインバウンドの増加、それに伴う経済効果</p> <p>・「いばらき観光おもてなし条例」に基づく「おもてなし日本一」、新たな観光資源を創造する「新茨城リゾート構想」の実現にも寄与</p> <p>・開発途上国の宿泊業・観光業を支える人材の育成</p>	<p>・ホテル・旅館が外国人技能実習生を受け入れる実習期間は、技能実習1号に該当するため最長1年</p>	<p>・出入国管理及び難民認定法第2条の2</p>	<p>・ホテル・旅館の業務は多岐にわたる業務からなり、1年以内の実習では十分に習得できないため、技能実習制度によるホテル・旅館での実習を、技能実習2号及び3号該当職種と同様の扱いとして、最長5年間の実習を可能とする</p>
		茨城県	<p>◆外国人材の活用(製造業)</p> <p>過去に「技能実習制度」により技能を習得した外国人や、それに相当する資格・能力を有する外国人を、新たに創設する在留資格「ものづくり人材」で受け入れ、本県での就労・居住を許可する。</p> <p>※受入れる分野については、未来投資促進法に基づく、県の基本計画に定める分野における製造業に係る業種を想定</p>	<p>・一定レベルの能力を有する外国人を本県に迎え入れることで、単なる労働力不足の対応のみならず、本県産業の生産性の維持・向上に寄与するとともに、本県産業のグローバル化や外国人の活躍を促進。</p> <p>・技能実習生が、将来的な再入国や永住資格申請を視野に入れることで、技能実習期間における取組も意欲的となる(技能実習生のレベルの向上にも寄与)。</p>	<p>・高度専門職程のレベルではないが、一定の資格・能力を有する外国人(技能実習修了者など)が就労するための在留資格が認められていない</p>	<p>・出入国管理及び難民認定法第2条の2</p>	<p>・本県の労働者として正式に雇用されることを希望する一定の能力を有する外国人に対し、新たな在留資格「ものづくり人材」を認め、本県での5年間の就労・居住を許可する。また、在留資格は更新を認め、配偶者の帯同も認める。</p>
		茨城県	<p>◆外国人材の活用(医師)</p> <p>・外国において医師免許を取得し、医師として医業を行っている者が県内の医師不足地域の医療機関において、日本の医師免許を有する医師と同等に勤務することを可能にする。</p> <p>・外国医師の勤務先は受入医療機関及び診療科の希望に沿って決定することとし、医師不足地域内での異動も可能とする。</p> <p>・勤務条件等は受入れ医療機関において決定する。</p>	<p>・医師不足や地域偏在の緩和により、地域医療提供体制の充実が図られる。</p> <p>・医師不足を解消することにより、医療機関における勤務環境の改善が図られる。</p>	<p>・医療研修を目的として外国医師等が特例的に医業等を行う場合には、厚生労働大臣の指定する病院において臨床修練指導員等の実地の指導監督の下に行うこととされ、期間も最長4年間で制限されている。</p>	<p>・外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第17条等の特例等に関する法律(第3条第1項から第6項)</p> <p>・外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第17条等の特例等に関する法律施行規則(第1条)</p>	<p>・医師法第17条等の特例等に関する法律に関わらず、対象区域内の医療機関においては、厚生労働省の指定がなくても外国医師の受入を可能にするとともに、受入期間についても上限を撤廃する。</p>
		茨城県	<p>◆外国人材の活用(介護)</p> <p>次のことを可能とするため、新たな在留資格(特定活動に追加)を設ける。</p> <p>①経済連携協定(EPA)により介護福祉士の資格取得を目指す制度、技能実習制度及び外国人留学生の在留資格取得の制度によって、介護の知識や実務経験及び日本語能力を有する外国人で、既存の制度では在留資格を得られない者を介護事業所に受入れることにより、介護人材の不足を解消し、安定した介護サービスの提供を図る。(外国人介護職員)</p> <p>②介護の補助者として、生活援助業務(掃除、洗濯、調理等)を行う者を介護事業所に受入れて、介護職員が身体介護に専念できるようにし、介護サービスの質の向上を図るとともに、介護職員の負担を軽減する。(外国人介護補助者)</p>	<p>介護職員の確保が少子化の進展等により困難になってきているため、外国人を受入れることによって、介護の担い手が確保され、将来にわたる介護に対する不安(介護サービスが受けられるか等)の解消が期待される。</p>	<p>①外国人介護職員 ア EPAでは、介護福祉士試験不合格の者は帰国(在留資格喪失) イ 技能実習では、最長でも5年の実習後は帰国(在留資格喪失) ウ 留学生では、介護福祉士試験不合格の者は帰国(在留資格喪失) ②外国人介護補助者 介護に係る外国人の在留資格は上記①以外なし。</p>	<p>出入国管理及び難民認定法第2条の2第2項</p>	<p>出入国管理及び難民認定法における在留資格「特定活動」の追加 ＜想定される外国人材＞ ○外国人介護職員 次の(1)及び(2)のいずれも満たすもの。 (1)次のうちいずれか。 (ア)EPAで介護福祉士試験に合格できなかった者 (イ)技能実習を行い帰国した者 (ウ)養成校を卒業した留学生のうち介護福祉士試験に合格できなかった者 (2)受入施設において、実務者研修の受講が可能な者 ○外国人介護補助者 満18歳以上、日本語能力N5程度</p>
		茨城県	<p>◆外国人材の活用(農業)</p> <p>農業分野における外国人材の活用に向け、国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業において特定機関(受入派遣業者)が、外国人材を派遣労働者として受け入れた後、農業経営体に効果的に派遣する仕組みを提案。</p> <p>具体的には、技能実習を修了した外国人材が、これまでの研修先と同一の農家に、研修終了後も期間を空けずに派遣労働者として円滑に就労できる仕組みを構築。</p> <p>※本県における国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業(既存メニュー)の活用も併せて提案。</p>	<p>農業従事者の高齢化や減少が進展する中、本県農業を成長産業として持続的に発展させていくためには、今後一層不足することが懸念される労働力を確保していくことが喫緊の課題である。</p> <p>当該事業を実施することにより、派遣先の農業経営体については、質の高い労働者を雇えることで、経営の規模拡大などを効率的に進めることが可能となる。また、外国人材についても、慣れた職場環境の下、雇い主からよりレベルの高い仕事を任せられることなどを通じて、更なるスキルアップが期待できる。</p> <p>さらに、派遣先農業経営体と外国人材双方にとってメリットが大きいこの仕組みにより、県内はもとより、県外各地においても外国人材を活用する機会が高まることなどを通じて、これら取組の円滑な全国展開が期待できる。</p>	<p>労働者派遣法上、離職後1年以内は元の職場に派遣労働者として派遣ができない。</p>	<p>労働者派遣法第40条の9第1項</p>	<p>技能実習修了者(農業関係)について、離職後1年以内であっても同一農家に派遣することを可能とするため、当該規定を適用除外とする。</p>

①提案主体の氏名又は団体名(必須)	③提案名(必須)	④事業の実施場所(任意)	⑤具体的な事業の実施内容(必須)	⑥「⑤」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果(必須)	⑦「⑤」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容(必須)	⑧「⑦」の規制等の根拠法令等(必須)	⑨「⑦」及び「⑧」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容(必須)
茨城県	課題解決とイノベーション創出の拠点(茨城発第4次産業革命)	つくば市	<p>◆つくばスマートバレー構想特区 つくば市全域の市街化調整区域における5ha以上の開発について、都市計画法や農地法などによる開発規制を緩和することにより、つくばの研究開発機能を指向する国内外の先端成長産業に関わる研究開発機能や本社機能、さらには大学などの教育施設の立地を促進させ、つくば市全域が先端成長産業やベンチャー企業の自発的な集積地となる、つくば版シリコンバレー「つくばスマートバレー」の形成を図る。 《先端成長産業として想定される主な業種》 イ)IoTやロボットなど次世代技術・次世代自動車関係 ロ)環境・新エネルギー関係 ハ)健康・医療関係</p>	つくば国際戦略総合特区との相乗効果により、産学官が連携しながら効率的に研究開発、実用化が実現できる世界の先端都市となり、一層の経済活動の活性化が期待できる。	<p>市街化調整区域内に係る開発行為については立地基準があり、開発許可には日常生活に必要な施設や市街化区域内で立地困難な施設であることなど、14要件があり、これらいずれかに該当するものでなければ認められない。</p> <p>(農地の場合) 農用地区域の除外のために行う区域の変更のためには、農用地以外の用途に供することが必要かつ適当であって、その土地をもって代えることが困難であること、また、農用地の集団化、農作業の効率化などの観点で、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないことなど、5つの要件があり、これらすべての要件を満たさなければ変更できない。</p> <p>(農地の場合) 農地を農地以外のものに権利を設定し、または移転する(農地転用)ためには当事者が国等から許可を得なければならない。農地は、営農条件及び市街化の状況から見て、優良農地として、原則不許可である農用地区域内農地、甲種、1種のほか、周辺の他の土地に立地不可と認められるとの許可条件が付されている2種があり、これに、農業生産への影響が少ない原則許可としている3種農地を加え、5種類の区分がある。原則許可が得られる3種農地以外の農地については転用が厳しく制限されている。</p>	都市計画法第34条	<p>市街化調整区域の開発許立地基準について、「つくば」ならではの先端成長産業に関係する業種に対しては、適用を免除し、開発を認める。</p> <p>農用地区域からの除外について、「つくば」ならではの先端成長産業に関係する業種に対しては、除外要件を免除し、除外を認める。</p>
		茨城県	<p>◆茨城観光立県特区 外務省では、中国人個人観光客を対象に、沖縄県や東北6県で1泊以上することなど、一定の要件を満たす旅行者に対して、期間内なら何度でも訪日することが可能な「数次査証(ビザ)」の発給を行っている。 東北6県については、東日本大震災における被災県として、その措置が取られているところだが、本県も東日本大震災における被災県であるため、東北6県と同様に、中国人個人観光客に対する「数次査証」の発給要件へと措置いただくことで、今後増加の予想される訪日中国人観光客について、本県への誘客を促進する。</p>	中国からの訪日客は増加しており、平成29年8月の訪日客は、前年同月比21.1%増の819,700人で、単月では過去最高を記録しており、JNTO(日本政府観光局)は、査証発給要件の緩和に伴う個人旅行の増加を要因の1つとして分析している。こうしたことから、本県を査証緩和の対象地域として認めてもらうことで、本県へ訪れる中国人個人観光客の増加へと繋げ、大きな経済効果を期待するものである。	本県は被災県でありながら、「数次査証」発給の対象となっていないため、風評被害などのマイナス要因をカバーできるようなプラス要因に欠けており、国内では増加している中国人個人観光客の増加につながっていない。	出入国管理及び難民認定法第6条 ※ 法令等ではなく、外務省の内部運用により、沖縄県及び東北6県は規制緩和されている。	本県は被災県でありながら、「数次査証」発給の対象地域となっていないことから、中国人個人観光客への訴求効果が低いため、本県も東北6県と同様に中国人個人観光客への「数次査証」の発給対象地域へと追加いただきたい。
		茨城県	<p>◆茨城観光立県特区 県北地域などの公共交通機関による運送サービスが不足している地域において、外国人観光客を対象とした、自家用自動車による有償運送サービスを提供することにより、県内観光地への訪問・周遊に対する利便性を高め、外国人観光客の誘客を促進する。</p>	外国人観光客の大半は移動に公共交通機関を利用しているため、公共交通機関の不足している地域へは訪れることが難しい状況にある。県北地域などの公共交通機関による運送サービスの不足している地域で、自家用自動車による有償運送サービスを提供することで、外国人観光客の観光地訪問・周遊を促進することができ、入込客数の増加や消費額の増大が図れる。	道路運送法により、旅客運送事業を行うには、国土交通大臣の許可が必要となっており、自家用自動車での有償運送についても、国土交通省令で定める事項を、同大臣に提出しなければならないため、実質的には運送専門事業者以外による有償運送は不可能となっている。	道路運送法第4条 道路運送法第78条	県北地域など公共交通機関による運送サービスが不足している地域において、移動手段の確保が困難で、外国人観光客が、観光地を訪問・周遊できないため、道路運送法による規制を緩和し、外国人観光客を対象に、自家用自動車を使用した有償運送を認めるものとする。
		茨城県	<p>◆茨城観光立県特区 県・市町村が映像制作会社等の撮影支援をする場合に、道路、河川、海岸などの公共用地に係る使用・占用手続きについて、通常の①撮影者からの申請②管轄による審査③管轄による許可④現地での撮影といった手順を、①県・市町村から管轄への事前相談②撮影者からの申請届出③現地での撮影というように、申請から撮影までにかかる期間を短縮する。また併せて、ドローンによる夜間や人口密集地、イベント会場等での撮影を可能とすることで、他では撮影できない「茨城ならではの」撮影環境を提供し、ロケ撮影地としての本県の優位性を更に高める。</p>	映像制作者のロケ地ニーズに対応するため、申請から撮影までにかかる期間の短縮や、ドローンによる他では撮影できない映像を撮影可能とすることで、現在は断らざるを得ないような撮影についても支援することが可能となり、メディアにおける本県の露出増加や、現場での消費額増加など、単なる撮影実績件数の増加にとどまらない効果が生まれる。また、手続きにかかる時間の短縮は、実質的に撮影時間の増加に繋がるため、撮影クルーの本県への滞在時間の増加や、より質の高い映像の制作が期待され、魅力ある本県の映像を広く発信することで、映像作品を活用した商品開発やロケ地めぐりなどのロケツーリズムといった新たな観光振興を図り、地域の活性化を促進する。	映像制作者は、クライアントから短期間のスケジュールや急な内容の変更などを求められるケースが多く、特に番組の改編期にはロケ地の相談等が、撮影日ギリギリ(1週間前～前日)となる場合もある。そのため、法令に基づく公共用地での使用許可申請について、審査・許可に係る時間を踏まえて、撮影支援を断らざるを得ないことが多い。また、ドローンを使用した撮影について、夜間撮影や人口密集地での撮影、花火大会や祭りイベント等に絡めたシーンの撮影などのニーズが多いが、現在は安全性・事故防止の観点から、そういったシチュエーションでの撮影は認められていない。	<p>道路交通法第77条</p> <p>河川法第24条</p> <p>河川法第26条</p> <p>海岸法第8条</p> <p>港湾法第37条</p> <p>漁港漁場法第24条</p> <p>航空法第132条</p> <p>航空法第132条の2</p>	公共用地での撮影について、現在は申請～許可までにかかる日数が原因で、撮影支援を断らざるを得ない場合があるため、県・市町村の事前相談等を含む撮影支援がある場合には、撮影者からの申請書の提出により、撮影を可能とするなど、申請から撮影までに必要となる期間の短縮化を図る。
		茨城県	<p>◆茨城観光立県特区 本県を代表する観光地である筑波山(水郷筑波国定公園)については、その磨き上げにより更なる魅力向上が図れることから、平成28年度に「筑波山地域における観光による稼げる仕組みの構築」について調査を行った。その中で実施したアンケートによれば、筑波山山頂へのカフェスペースの設置に対しては、性別や年齢、アウトドア派やトレッキング派に関わらず、一様に高いニーズがあり、特に20代女性のニーズが突出していた。このことから、筑波山の山頂付近(御幸ヶ原)に、観光客向けのカフェを設置することで、山ガールをはじめとした若者やファミリーの誘客を促進することで、筑波山を中心とした地域の稼ぐ仕組みの構築を推進する。</p>	筑波山地域における観光入込客数は、平成19年の277万人をピークに、その後は減少傾向に転じ、平成27年は175万人、平成28年は199万人と、200万人を下回っている。筑波山山頂付近へカフェスペースやお土産ショップ等を設置することにより、筑波山自体の魅力度を高め、女性や若者へのイメージアップにより筑波山周辺市町村の入込客数について、県が目標としている1,828万人の達成を目指す。(現在の入込客数1,654万人)	現在、筑波山を含む周辺地域(水郷筑波国定公園)は、自然公園法に定める国定公園特別保護地区に指定されている。自然公園法施行規則によれば、特別保護地区については自然保護の観点から、原則的に形状変更を行うことが認められていない。そのため、筑波山山頂へのカフェスペース等の設置は、その規模によらず不可能となっている。	自然公園法第21条 自然公園法施行規則第11条第1項	自然公園法により特別保護地区に指定されている筑波山地域については、自然公園法施行規則によって、一切の形状変更が認められていないが、地域の活性化などに繋がる場合などは、必要範囲内において形状変更について認めることとする。
		茨城県	<p>◆茨城観光立県特区 北海道に次ぎ、全国第2位の農業大県である本県には、生産量全国上位の野菜や果物など、地域の特色や魅力ある農産物が豊富にあり、更なる観光資源としての活用が期待されている。そういった魅力ある農産物の活用と併せ、生産者である農家の方々や自然豊かな農村環境についても、新たな観光資源として大いに活用することで、本県の魅力向上を図る。そのための手段として、主に県北地域を中心とした、里山・農村環境における農家レストランの開業を支援する。</p>	県北地域における観光入込客数については、昨年度開催した県北芸術祭や、道の駅の新規開業などにより、震災前の基準に回復しているが、一過性の増加とならないよう、引き続き安定的な入込客数の確保が重要な課題となっている。魅力的な農作物や自然豊かな農村環境などは、長期的に安定した集客を見込める観光資源であることから、農家レストランの開業により、その資源を最大限に活かし、入込客数や消費額についても増大を図ることで、地域の活性化を促進する。	自然豊かな農村環境について、「農業振興地域の整備に関する法律」により、県や市町村から農用地区域と指定されている地域では、農業保護の観点から、農地および農用施設の設置以外の利用は出来ないこととされており、当該法では、農家レストランは農用施設とは認められていないため、農用地区域内への設置は禁止されている。	農業振興地域の整備に関する法律第3条 農林水産省関係国家戦略特別区域法第26条 に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を認める命令(平成26年農林水産省令第4号)	農振法によれば、農家レストランについては農用施設とは認められておらず、県や市町村の指定する農用地区域内には設置することが出来ないが、内閣総理大臣より戦略特区の認定を受けることにより、平成26年農林水産省令第4号が適用されることで、農振法第3条における「農林水産省令で定めるもの」に該当することとなり、農用地区域内における農用施設としての設置が許可される。
		茨城県	<p>◆民泊推進事業 平成31年に本県で開催する国体・障害者スポーツ大会や平成32年のオリンピック開催控え、恒常的な宿泊施設の不足が予想されるが、他方で、県内では空き家が増加傾向にあり、深刻な問題となっていることから、空き家を活用した民泊を推進する。</p>	県内に点在する空き家を簡便な手続きで民泊可能な施設として用いることにより、宿泊施設の不足が解消され、本県への宿泊観光客の増加が期待できる。 空き家を民泊として改修することで、地元工務店等への発注が増加し、地域経済への波及効果が期待できる。	空き家を宿泊施設として活用できる日数に上限(年180日以内)がある。	住宅宿泊事業法第2条第3項	日数の上限を撤廃する。

①提案主体の氏名又は団体名(必須)	③提案名(必須)	④事業の実施場所(任意)	⑤具体的な事業の実施内容(必須)	⑥「⑤」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果(必須)	⑦「⑤」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容(必須)	⑧「⑦」の規制等の根拠法令等(必須)	⑨「⑦」及び「⑧」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容(必須)
茨城県 常陸太田市	課題解決とイノベーション創出の拠点(茨城発第4次産業革命)	常陸太田市	<p>◆企業による農地取得の特例 農地所有適格法人以外の法人が一定の要件を満たす場合には農地の取得を認めることで、企業参入を促進させる。一定の要件:市の特産品となりえる6次産業化を目指した農産物の栽培、不適正な利用の際には、所有権を移転する旨の書面契約。5年間の時限措置。</p>	耕作放棄地の利活用のほか、大型設備の導入など企業の長期投資の促進。新規農業ベンチャー企業の参入や、6次産業化を推進することで常陸太田市の農業の更なる振興を図る。	農地所有適格法人以外の法人は農地の取得ができない。	農地法3条(国家戦略特別区域法第18条)	農地取得適格法人以外の法人が一定の要件を満たす場合には農地の取得を認める。
		常陸太田市	<p>◆企業等による施設取得の特例 酒類製造を目的とする企業の施設について、市街化調整区域の開発許可要件の緩和及び農振農用地の除外手続を簡素化することで企業の参入を促進させる。</p>	常陸太田市で深刻な課題となっている農家の高齢化による担い手不足や、耕作放棄の拡大を解消するため、企業の参入による耕作放棄地の利活用及び6次産業化を促進し、地元農家の農産物を積極的に活用することで、農業者の所得向上や農林畜産業の発展に繋げる。	農用地以外の用途に供することを目的として、農用地域から除外する行為の抑制。	農業振興地域の整備に関する法律13条	農業用施設用地の対象施設に酒類製造(すでに対象である果実酒醸造施設除く)を含めることで、農振農用地の除外手続きの簡素化を図る。
		常陸太田市	<p>◆酒類の最低製造数量基準の緩和 酒税法の製造免許を受けるための製造量について、制限を緩和することで、農産物の6次産業化を促進し、農業者の所得向上を目指す。</p>	常陸太田市は、中山間地域のため、農地が狭く、少量多品種生産になりがちである。そのため、酒類の最低製造数量基準を超える農産物の大量生産が難しくなっている。最低製造数量基準を緩和することで、少量多品種でも、酒類の製造が可能となり、農産物の6次産業化による、農業者の所得向上が期待される。	酒税法の製造免許の要件のうち、最低数量基準を達成することが要件となっている。	酒税法第7条	酒類の製造免許要件のうち、最低製造数量基準を緩和する。
		常陸太田市	<p>◆ドローンを活用した地域活性化(中山間地域農業の生産性向上) ①ドローンレースの世界大会を開催し、世界中のドローンメーカー、ユーザーが集まるドローン先進地を目指す。大会は、ドローンの大きさ、出力別等でクラスを分けて開催する。 ②ドローンを活用した中山間地域の生産管理システム、農業散布、害獣対策等の導入促進を図り、中山間地域の農地に応じた生産体制の構築を目指す。また、ドローンの運用にあたっての安全性の確保を目指す。</p>	常陸太田市は、人口密集地が少なく、山、川、畑等、ほとんどの自然環境が整っており、飛行の妨げとなるものも少ないため、一年中活動が可能であり、当市を拠点にすれば、ドローンの安定的なデータ収集、試験運用が可能である。 ドローンレースの世界大会を開催することで、宿泊を伴う来場者、競技参加者の増加、技術者の育成、先進企業の誘致等が期待できる。また、大会をクラス別にすることで事業化に向けたドローンの活用がより明確になる。 また、ドローンを活用した農業散布、鳥獣害対策等により、中山間地域農業の生産性向上を図る。これにより、生産コストが低減し、中山間地域農業の競争力が強化される。 さらには、ドローンの活用が促進されることで、昼夜問わず、ドローンを活用した物流搬送、防犯機能、災害被害調査機能などが期待される。	ドローンの使用については、農業散布や目視外飛行、夜間飛行等を行う場合は、国土交通大臣への申請と承認が必要であり、その承認の有効期間は最大で1年間となっている。	航空法132条の2	航空法132条の2に規定される国土交通大臣の承認に係る申請手続きを簡素化(承認に要する期間の短縮と承認期間の延長、申請書類の簡素化)。
常陸太田市	<p>◆自家用自動車等の活用拡大 ①自家用自動車の活用拡大をすることにより、バスではカバーできない交通手段の補完を図る。 ②自動運転サービスによる人流・物流(貨客混載)の実施及びドローンを活用した物流の実施により足や運送手段の拡充を図る。</p>	①自家用自動車の活用(住民や観光客の旅客運送)をすることにより、バスではカバーできない中山間地域の交通手段の補完を図ることができる。 ②自家用自動車の活用内容に貨物運送が加わることで、農産物の出荷等地元住民の運送方法が拡大する。 ③自家用自動車、自動運転サービス及びドローンといった多様な手段の整備により中山間地域の人流・物流(貨客混載)網の充実化を図ることができる。 ④特区メニューにより本市へ参入した企業等の運送手段確保の寄与にすることができる。	一般貨物自動車運送事業及び航空運送事業を営もうとする者は国土交通大臣の許可が必要。	貨物自動車運送事業法第3条 航空法第100条	①貨物自動車運送事業法の貨物運送要件に自家用自動車を加える。 ②自動車運転サービスについては、実用化の際に貨客混載が可能となるよう法整備の取り計らいを求める。 ③航空法については、航空運送事業の許可要件に無人航空機を含める。		